

(一財) もみのき森林公園協会の清算について

1 要旨

一般財団法人もみのき森林公園協会（以下「協会」という。）は、解散後に実施してきた清算事務が終了したことから、令和6年7月19日をもって清算を結了する。

2 経緯

- (1) 協会は、令和6年3月31日に解散した。これに伴い、理事会は清算人会へ移行した。
- (2) 解散後に、債権を申し出る旨の公告を行ったところ、債権の申し出は無かった。
- (3) 7月9日に評議員会において収支決算の承認を得ており、7月19日に清算結了登記を予定。

3 今後の対応

協会は、県と廿日市市が出資した法人であり、残余財産については、定款の定めにより出捐割合に応じて県及び廿日市市に寄附される。

県への寄附額は、出捐金（5,000千円）を含め、8,070千円の予定。